



発行 東京都

目次

82

規則

- 東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務局人事部職員支援課)……………一
- 職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務局人事部制度企画課)……………一
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境局自然環境部緑環境課)……………三

告示

- 平成元年東京都告示第三百四十一号(東京都職員互助組合に関する条例施行細則)の一部改正……………(総務局人事部職員支援課)……………三

規則(教)

- 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………二

訓令(議)

- 東京都議会議会議局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正……………三

規則

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

●東京都規則第二百四号

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都知事 小池 百合子

東京都職員互助組合に関する条例施行規則(平成元年東京都規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及びその家族」を「等」に改め、同項第一号中「結婚祝金」を「慶事祝金」に改め、同条第二項中「及びその家族」を「等」に改め、同条第三項中「家族」を「組合員等」に改め、「とは、」の下に「組合員及び」を加え、同項第一号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加える。

第十一条第二項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「で、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第七項に規定する被扶養者(以下この条において「被扶養者」という。)であるもの」を削り、同項第二号中「子で、」の下に「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第七項に規定する」を加え、同項第三号中「被扶養者でない」を削り、「、一親等の親族並びに派遣事業適用組合員及び配偶者の孫及び祖父母」を「又はパートナーシップ関係の相手方の三親等内の親族(前二号に掲げる者を除く。)」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる者以外のもので、障害を有する派遣事業適用組合員を介護するもの(当該派遣事業適用組合員一人につき一人に限る。)

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

●東京都規則第二百五号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第百七十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中「令和4年9月分までは、」の下に「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)による改正前の」を加える。

別記様式第二号(表中「世帯者」)を削り、同様式(裏中

〔2〕住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及び職員とその家族を居住させるために設置した施設(有料、無料を問わない。)及び被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設をいう。

〔2〕住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設(有料、無料を問わない。)及び被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設をいう。

附則

1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、別記様式第一号の二の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百六号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和四十六年東京都規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「家族」を「世帯の構成員」に改め、同項第二号中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に、「家族」を「世帯の構成員等」に改める。

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百七号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年東京都規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者又は条例第十条第二項第一号に規定するパートナーシップ関係の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)が」に、「若しくは配偶者」を「又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第二号及び第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四号中「配偶者が職員又は配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第五号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第四条第一項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第二号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第三号及び同条第二項第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第五条第一号及び第二号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」

を加え、同条第三号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改め、同条第四号中「いた配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改め、同条第五号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改め、同条第六号中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

第六条中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第七条第一項及び第十二条第二項中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百八号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「給油施設」の下に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加える。

第六条第二項中「除く」の下に「とともに、行為の規模が大きいため、第一号から第四号までに掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合において、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる」を加え、同項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画

図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第四号中「以上」を「程度」に改め、同項第一号中「当該事業」を「工事の施行を要する場合にあっては、当該事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

3 知事は、前項に定めるもののほか、第一項の承認に関し必要があるときは、同項の規定による変更の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第十一条第二項中「当該当事者が連署した」を削り、同条第三項に次の三号を加える。

四 譲受人が個人であるときは、譲受人の住民票の写し

五 第六条第二項第一号、第二号及び第十号に掲げる書類

六 譲受人が行う施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

第十六条第二項中「（第九条第四項）を」（第九条第五項）に改める。

第十八条中「上覧」を「上欄」に改め、同条の表中

第六条第二項		
申請書	書類	協議書
運輸施設		書類（第七号から第十一号までに掲げるものを除く。）
		運輸施設又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路（以下「運輸施設等」という。）

を

第六条第二項		申請書	協議書
運輸施設		書類	書類(第七号から第十一号までに掲げるものを除く。)
第六条第三項	条例第九号第三項の認可	運輸施設又は道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路(以下「運輸施設等」という。)	条例第九号第二項の同意
認可の申請をした者			協議の申出をした者

に、「申し出」を

「申出」に、第九号第二項 申請書 協議書 を

第九号第二項		申請書	協議書
申請書		承認	同意
第九号第三項	申請をした者	協議の申出をした者	

に、「第九号第三

項」を「第九号第四項」に、「第九号第四項」を「第九号第五項」に改める。

第二十条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

第二十条第二項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第四号中「以上」を「程度」に改め、同条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十二条第一項の許可に關し必要があるとき、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第二十三条第四項第六号中「すべて」を「全て」に改め、「延べ面積をいう」の下に「。第二十七条第一号において同じ」を加え、同項第七号中「勾配」を「勾配」に改め、同条第十項第十号を第十一号とし、同項第九号中「僅少」を「僅少」に改め、同条第十号とし、同項第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「こう配」を「勾配」に改め、同条を同項第四号とし、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 申請に係る場所が、条例第十二条第一項第二号の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

第二十三条第十一項中「前項第七号及び第九号」を「前項第二号、第八号及び第十号」に改め、同条第十二項中「第十項第七号」を「第十項第二号及び第八号」に改め、同項第二号中「第十項第九号」を「第十項第十号」に改め、同条第十三項に次の一号を加える。

三 照明装置を用いて第一種特別地域等内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

ヘ 第一種特別地域等内の森林又は河川その他の自然物について行うものでないこ

と。

第二十三条第十四項各号列記以外の部分中「いずれか」を「各号のいずれかに適合するものであること」に改め、同項二号を次のように改める。

- 二 学術研究その他公益上必要と認められること。
- 第二十三条第十四項に次の四号を加える。

三 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

四 農林漁業に付随して行われるものであること。

五 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。

六 前項第一号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

第二十三条第十八項第二号中「であつて、野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないもの」を削り、同項第三号に次のただし書を加える。

ただし、基準日においてこれらの地域において条例第十二条第一項の規定による許可を受け、又は条例第十二条第三項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従來の行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

第二十三条第十九項第一号二中「光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものである」を「次に掲げる基準に適合する」に改め、同号二に次のように加える。

- (1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
- (2) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。
- (3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

第二十三条第十九項第一号ホを削り、同号へを同号ホとし、同項第二号中「からへまで」を「及びホ」に改め、同項第三号中「からへまで及び」を「及びホ並びに」に改め、同項第四号中「第一号へ」を「第一号ホ」に改める。

第二十三条中第二十七項を第二十八項とし、第二十六項を第二十七項とし、第二十五項の次に次の一項を加える。

26 条例第十二条第一項第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

第二十五条第四号中「ある場所で」を「あつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である」に改め、「こと」の下に「（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）」を加え、同条第十四号中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十五号中「巣箱、給じ台」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台」に改め、同条第十九号中「もの」の下に「で、かつ、増築部分の最高部と最低部との高さの差が二メートル以下であるもの」を加え、同条第二十号中「を既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わない）」を「（以下これらを「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められる）」に改め、同条第二十一号から第二十三号までを次のように改める。

二十一 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

二十二 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

二十三 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等及び引込みに要する設備を設置すること。

第二十五条第二十四号中「又は農作物」を「農作物、森林又は生態系」に改め、同条第二十五号中「防除」の下に「又は保安」を加え、同条中第八十七号を第百二号とし、第八十六号を第百一号とし、第八十五号を第九十三号とし、同号の次に次の七号を加える。

九十四 公園管理団体が行う条例第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務

のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

九十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

九十六 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

九十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

九十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

九十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

百 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十二条第一項各号に掲げるものを行うこと。

第二十五条中第八十四号を第九十二号とし、第六十八号から第八十三号までを八号ずつ繰り下げ、同条第六十七号中「認定保護増殖事業等の実施のために」を「農業を営むために必要な範囲内で」に改め、「採取し、又は」を削り、同号を同条第七十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

七十三 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で別表第一に掲げるものを損傷すること。

七十四 別表第一に掲げるものの保護増殖のために必要な範囲内で同表に掲げるものを損傷すること。

七十五 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第二十五条第六十六号中「ある植物で、」を「おいて」に改め、同号を同条第七十一号とし、同条第六十五号を第七十号とし、第五十七号から第六十四号までを五号ずつ繰り下げ、同条第五十六号中「地表から」を削り、同号を同条第六十一号とし、同条第五十五号を第六十号とし、第五十四号を削り、第五十三号を第五十九号とし、同条第五十二号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動植物の保護管理」に改め、同号を同条第五十八号とし、同条第五十一号を第五十七号とし、第三十四号から第五十号までを六号ずつ繰り下げ、第三十三号を削り、同条第三十二号中「認定保護増殖事業等の実施のために木竹」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木」に改め、同号を同条第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 別表第一に掲げるものの保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第二十五条中第三十一号を第三十七号とし、同条第三十号中「又は電線路の維持」を削り、同号を同条第三十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十五 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。
三十六 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第二十五条中第二十九号を第三十三号とし、第二十八号を第三十二号とし、同条第二十七号中「木竹」の下に「（別表第一に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同条第二十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

三十一 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

第二十五条中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

二十六 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、都立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

二十七 都が、都立自然公園の保護若しくは適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は都立自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第二十七条第一号中「延面積」を「延べ面積」に改める。

第二十八条第一号中「第二十五号」を「第二十七号」に、「第三十五号」を「第四十一号」に、「第三十八号」を「第四十四号」に、「第四十九号」を「第五十五号」に、「第五十五号」を「第六十号」に、「第七十二号又は第七十三号」を「第八十号、第八十一号又は第九十四号から第百号まで」に改め、同条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）。

第二十八条に次の一号を加える。

十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

第二十九条の次に次の一条を加える。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第二十九条の二 条例第十七条第一項第三号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 野生動物（条例第十七条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（公園管理団体となることができる法人）

第三十五条の二 条例第二十四条第一項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林

組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に規定する森林組合とする。

第三十六条第二項第二号中「第二十五号各号に掲げる業務」を「第二十五号第一項各号及び第二項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）」に改め、同項第三号及び第四号中「第二十五号各号」を「第二十五条第一項各号及び第二項各号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 会社又は森林組合にあつては、都立自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

別表第二附帯施設の部動物園の項中「午前八時三十分」を「午前九時」に改める。

別記第一号様式(製備考一)中「やぶへ」の次に「とともに、行為の規模が大きいため、(1)から(4)までに掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする」を加え、同様式(製備考一(1)及び(2)中「以上」を「程度」に改め、同様式(製備考一(3)中「以上」を「程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同様式(製備考一(4)中「以上」を「程度」に改め、同様式(製備考一)に次のように加える。

(3) 知事が必要があると認めるときは、縮尺十分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類

別記第五号様式(製備考一)を次のように改める。

一 添付書類及び図面

(1) 変更しようとする事項が施設の位置又は施設の規模及び構造に係るときは、別記第一号様式の添付書類及び図面に準じて、変更の内容を明らかにした書類及び図面等を添えること。

(2) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図、給排水計画図

その他の必要な書類

「譲渡人住所

氏名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

原記載十七号様式様式中

譲受人住所

氏名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

「譲受人住所

氏名

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

次のようにする。

- (4) 譲受人が個人であるときは、譲受人の住民票の写し
- (5) 施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1程度の地形図
- (6) 施設の付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1程度の概況図及び天然色写真
- (7) 都公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (8) 譲受人が行う施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が施設を適切に管理又は経営することができ

ることを証する書類

原記載十七号様式様式様式「添付図面」の次に「(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。ただし、(5)を除く。)」や「程度」(二)及び(三)中「以上」や「程度」(三)中「以上」や「程度」(三)中「以上」や「程度」(三)中「以上」や「程度」(三)中「以上」を「程度」(三)中「以上」や「程度」(三)中「以上」に置き換える。

(5) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

原記載十五号様式様式(五)中「風致景観」や「風致景観」(三)中「(」

原記載十七号様式様式様式「添付図面」の次に「(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。ただし、(3)を除く。)」や「程度」(二)及び(三)中「以上」や「程度」(三)中「以上」を「程度」(三)中「以上」に置き換える。

(3) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

原記載十七号様式様式様式「添付図面」の次に「(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。ただし、(5)を除く。)」や「程度」(二)及び(三)中「以上」や「程度」(三)中「以上」を「程度」(三)中「以上」に置き換える。

(5) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

原記載十七号様式様式様式「添付図面」の次に「(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。ただし、(3)を除く。)」や「程度」(二)及び(三)中「以上」

上」や「程度」に相当し、同様式(準備考一)に次のように加える。

- (3) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

別記第十九号様式(準備考一)中「添付図面」の次に「(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。ただし、(4)を除く。)」を加え、同様式(準備考一)(一)及び(二)中「以上」や「程度」に相当し、同様式(準備考一)(三)中「以上」や「程度」に相当し、「構造図」を削り、同様式(準備考一)に次のように加える。

- (4) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

別記第二十号様式(準備考一)中「添付図面」の次に「(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。ただし、(5)を除く。)」を加え、同様式(準備考一)(一)及び(二)中「以上」や「程度」に相当し、同様式(準備考一)(三)中「以上」や「程度」に相当し、「構造図」を削り、同様式(準備考一)に次のように加える。

- (5) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

別記第二十一号様式(準備考一)及び第二十二号様式(準備考一)中「添付図面」の次に「(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。ただし、(5)を除く。)」や「加え、同様式(準備考一)(一)から(4)までの規定中「以上」や「程度」に相当し、同様式(準備考一)に次のように加える。

- (5) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

別記第二十三号様式(準備考一)を次のように改める。

1 添付図面 (行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。)

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1程度の地形図

- (2) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

別記第二十四号様式(準備考一)中「添付図面」の次に「(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。)」を加え、同様式(準備考一)(一)及び(二)中「以上」や「程度」に相当し、同様式(準備考一)に次のように加える。

- (3) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

別記第二十五号様式(準備考一)中「添付図面」の次に「(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。ただし、(4)を除く。)」を加え、同様式(準備考一)(一)から(三)までの規定中「以上」や「程度」に相当し、同様式(準備考一)に次のように加える。

- (4) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

別記第二十六号様式(準備考一)中「添付図面」の次に「(行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができるものとする。ただし、(3)を除く。)」を加え、同様式(準備考一)(一)及び(二)中「以上」や「程度」に相当し、同様式(準備考一)に次のように加える。

- (3) 知事が必要があると認めるときは、縮尺千分の1程度の構造図その他の必要な書類

別記第二十七号様式(中)「第20条第7項ただし書」や「第20条第8項ただし書」に相当

める。

別記第二十八号様式(表中「第20条第8項ただし書」を「第20条第9項ただし書」に改める。

別記第三十号様式備考中「必要としない」を「実際の手続きを記入すること」に改める。

別記第三十三号様式(裏及び第三十四号様式(裏備考1(2)及び(3)中「以上」を「超過」に改める。

別記第三十七号様式(裏備考2中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十二月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都自然公園条例施行規則第二十三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる東京都自然公園条例(平成十四年東京都条例第九十五号)第十二条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都自然公園条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第千三百七十四号

平成元年東京都告示第千三百四十一号(東京都職員互助組合に関する条例施行細則)の一部を次のように改正する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

第二条中「認証」の下に「(別に定めるものを除く。)」を加える。

第八条の見出し中「組合員等」を「組合員及び事業所」に改める。

第十一条の見出し中「家族」を「利用者」に改め、同条第一項中「組合員に家族を「組合員は、当該組合員に規則第五条第三項各号に掲げる者(以下この条において「利用者」という。)」に、「は、当該組合員は、家族の構成」を「、当該利用者が互助組合の事業を利用しようとするときは、当該利用者が同項各号のいずれかに該当すること」に改め、「及び」の下に「主として当該」を加え、「するか否かに係る事実を認定」を「していること(同項第二号又は第三号に該当する場合に限る。)」を証明することが」に、「証拠書類」を「書類」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、所属長が必要でないとした場合は、この限りでない。

第十一条第二項を削る。

第十二条中「組合員及びその家族」を「規則第五条第三項に規定する組合員等が互助組合の事業を利用しようとする場合において、当該組合員等」に、「場合において」を「とき」に改める。

第十三条中「確認」を「証明」に、「証拠書類」を「書類」に、「その遺族」を「組合員若しくは組合員であった者の死亡の当時において次の各号に掲げる者」に、「とき」を「時」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、別に定める場合は、所属長を経ないで互助組合に請求することができる。

第十三条に次の各号を加える。

- 一 組合員(組合員であった者を含む。以下この条において同じ。)の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて同居し、かつ、生計を一にしているもの
- 二 組合員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、組合員の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、組合員の三親等内の親族で組合員の死亡の当時主として

その収入により生計を維持していたもの

四 組合員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第

二号に該当しないもの

第十四条中「所属長は」の下に「、前条ただし書に規定する場合を除き」を加える。

第十六条中「その遺族」を「第十三条各号に掲げる者」に改める。

附 則

この告示は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第十三条の改正規定（同条にただし書を加える部分に限る。）及び第十四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

規 則 (教)

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十八号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を

改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則（平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「同居者」に改め、同号を同条第五号とし、同

条第三号中「同居親族」を「同居者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「主としてその収入により生計

を維持する親族（以下「同居親族」という。）」を「同居者」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 同居者 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権

尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条

第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制

度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシ

ップに関する制度による証明を受けたパートナーシッ

プ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一に

しているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相

手方」という。）及び職員又は当該配偶者若しくは当

該パートナーシップ関係の相手方の収入により生計を

維持する配偶者以外の親族をいう。

第十三条第一項中「第二条第二号」を「第二条第三号」

に改める。


第十六条の見出し中「同居親族」を「同居者」に改め、

同条第一項中「同居親族に」を「同居者に」に、「同居親

族異動届」を「同居者異動届」に改める。

第十七条第二項第二号、第二十条、第二十一条第一項及

び第二十二号中「同居親族」を「同居者」に改める。

別記第二号様式中「 表」を「同居親

族」に、

					総	別

を

					総	表

に

改め、「家族構成の欄には、職員住宅に同居する親族をすべし記入すること。」を削る。

別記第四号様式（表）を次のように改める。

(表)

職員住宅使用申請書

希望住宅名	第1希望	第2希望	住宅区分	世帯用・単身用	※整理番号
所属	学校	職名	フリガナ	氏名	採用年月日 年 月 日 在職年数 小中・高・行一・専 号 級 万円
電話番号	()	職員コード	給料 年収	生年月日 年 月 日 (日生)	自宅電話番号 ()
現住所	郵便番号	—			
同居者(本人を除く。)					
氏名	続柄	生年月日(歳)	共済組合被 扶養者認定	有・無 有・無 有・無 有・無	給与事務担当者 確認欄 氏名
同居者のうち収入のある者					
氏名	年 収	職 業	備 考		

東京都教育委員会教育長 殿
私は、職員住宅を使用したいので、上記のとおり申請します。
この申請書の記載内容が事実と相違するときは、使用の決定を取り消されても異議ありません。
年 月 日
申請者氏名
この申請書に記載された事項のうち、届出に係る事項について確認しました。
年 月 日
所属長 氏名
職 氏名

※転居住宅	住宅	世帯用・単身用	号室	決定	...	期限	...
-------	----	---------	----	----	-----	----	-----

(日本産業規格A列4番)

別記第四号様式(裏)中「婚約者」や「同居者(配偶者以外の親族を除く。)になるうとする者」並びに「家族構成」や「同居者(本人を除く。)」並びに「結婚予定年月日」や「同居者となる予定年月日」に改める。

別記第六号様式中「同居親族数」や「同居者数」に改める。

別記第八号様式中「同居親族異動届」や「同居者異動届」並びに「同居親族に」や「同居者に」並びに

続柄	性別		

続	柄

- 別記第十一号様式中「同居親族」を「同居者」に改める。
- 附 則
- この規則は、令和四年十一月一日から施行する。
 - この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都教育委員会職員住宅管理規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するもの

のは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令（議）

●東京都議会議長訓令第九号

東京都議会議会局

東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程（令和二年東京都議会議長訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

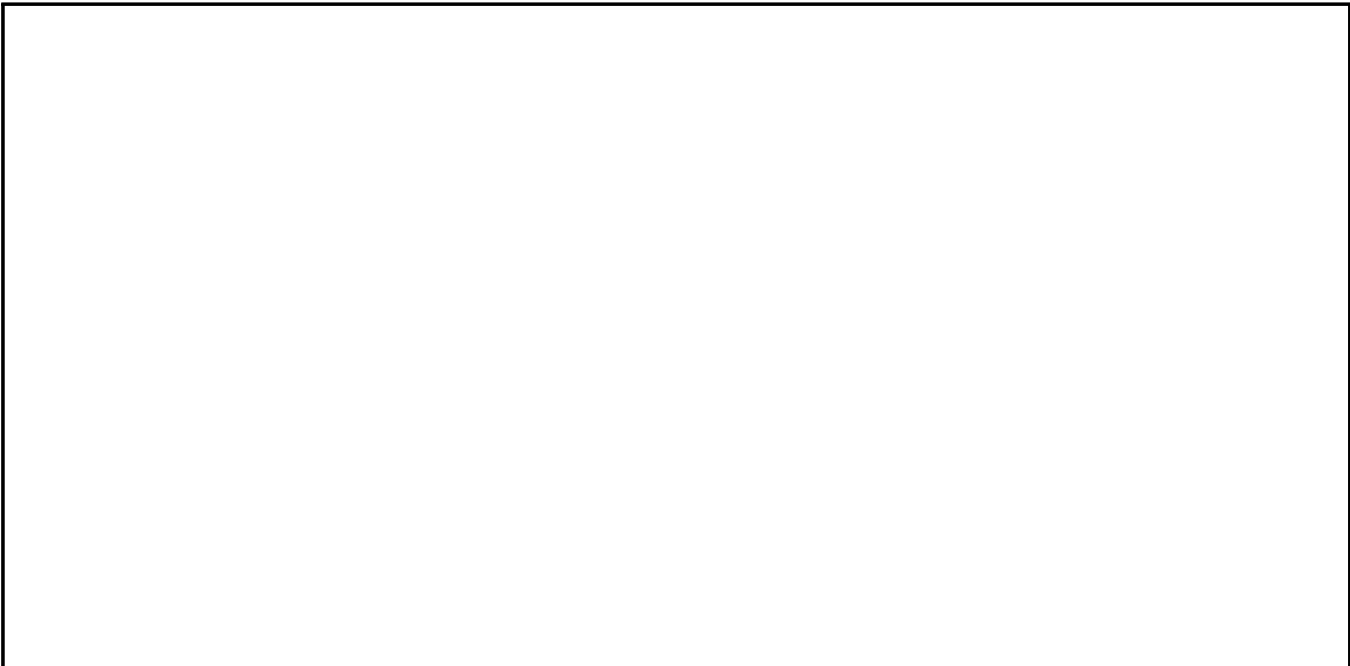
令和四年十月十七日

東京都議会議長 三宅 しげき

「令和五年一月六日までの間にある職員」の下に「又は同条第三項に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年十一月一日から施行する。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
五〇円
六、六〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

